

永平寺町規則第24号

永平寺町四季の森複合施設条例施行規則(令和3年永平寺町規則第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年7月21日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

第4条を次のように改める。

第4条 条例第10条に規定する規則で定める者は別表第1に掲げる者とする。

- 2 前項に掲げる者の他、町長が特に定める場合。
- 3 第1項及び第2項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、永平寺町四季の森複合施設使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

別表第1を加える。

別表第1 (第4条第1項関係)

対象者・使用目的	減免率
イ 町又は町教育委員会が主催・共催する会合・行事で使用する場合	100%
ロ 町の事業の受託者が受託事業で使用する場合	100%
ハ 町が事務局を担っている団体が使用する場合	100%
ニ 町内の保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校が保育又は教育課程で使用する場合	100%
ホ 町又は町教育委員会が後援・協賛する会合・行事で使用する場合	50%
ヘ 身体障害者手帳等の交付を受けている者及びその介助者が使用する場合	50%
ト 町に住所を有する高校生以下及び65歳以上の方で組織された団体又は個人が使用する場合	50%
チ 公共的団体が、公益的な活動を行うために使用する場合	50%

附 則

この規則は、公布の日から施行する。